

北広島町農業委員会第20回総会議事録

事務局 (第20回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5番 1番について説明します。譲渡人は子供さんが町外に居住しておられ、将来的にも帰郷して農業をする意志がまったくなく、またご自分も高齢になられ体力的に限界を感じられたため、申請地を売買により譲受人に譲渡することを決意されました。譲渡人は近所でもあり今年定年を迎えられること、自分の農地からも近く管理しやすいことから譲り受けることとしました。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3番 現況地番図では3筆に分かれているようになっていますが、圃場整備当時から1枚の田であります。申請地は圃場整備後すぐから譲受人が耕作をされています。今回利用権設定を解除されて売買で移転ということです。譲受人は高齢ではありますが、夫婦で熱心に農業に励んでおられます。機械、労働力また他の農地への影響もありません。農地も現在適正に管理されています。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番および番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 6 番 番号 3 番ですが内容については摘要欄にある通りです。譲受人は町外へ居住されておられますので、本当に農業をする気持ちがあるのか確認してみました。「農業をやります」ということでした。もともこの申請地は譲受人のものだったようですが、圃場整備の時に売買によって譲渡人に移転した経緯があります。今回また自分の名義にしたいという強い意志があり、これをきっかけに売買されることになりました。番号 4 番、2 筆になっておりますが、実際は 1 枚の田であります。この農地は共有名義の農地となっております。この農地も譲受人に譲りたいということでした。譲受人へ農業をする気持ちがあるのか確認してみました。「農業をやります」ということでした。3 反以上の農地ということになりますので、許可相当と思います。周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番、4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 9 番 譲渡人は高齢になり譲渡人宅より申請地が遠いため売買によって譲りたいということでした。譲受人は近年新規就農されこの地域の担い手となっております。申請地で稲作をしたいということでした。譲受人は現在農業をしていますし、機械も所有しています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない

ため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 2月14日の申請人宅に聞き取りおよび現地確認に行きました。始末書が付いております。申請人は父親が亡くなられた時に墓地への不便さを感じられ、翌年の昭和 38 年に墓地への進入路を作られました。それから基盤整備で小石場になり、地目は畑ですが利用されていなかった家のすぐ裏も合併槽を設置され長年利用されておりました。現地確認しますと水路等はちゃんと整っており、周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。2月18日に現地確認に行きました。車庫の方は確認できたんですが車庫の裏の部分については積雪のため確認できませんでした。昨年の農地利用状況調査でここが農地でないということ

がわかり、申請人に「手続きをして下さい」と話をしましてこの申請となりました。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。2月19日に申請人に聞き取り、また現地確認に行きました。ですが当然積雪で土地の利用についてはよく確認できませんでした。ですが棚田になっていますのでどこかというのはわかりました。これも去年の利用状況調査の時に保全管理のような状態であったので、今回有効利用するということで太陽光発電をしたいということでした。場所的にもこの農地を今後農地として利用することを見通せない状態なので妥当だと判断します。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番から 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。申請地は山に囲まれて非常に日当たりが悪く、鳥獣被害には合うし大変不便である、ということからこの申請に及びました。申請人は父親が亡くなられた後この農地を相続されました。ですがどれも面積の規模も小さい田畑であるしもう農地として利用することはないので、植林してしまおうということです。周辺は全部申請人の土地でありますので、周辺農地への影響はありません。以上

のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 これは申請が番号 9 から 12 に分かれて出てきているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 申請書が分かれて出てきましたので、そのように申請を作っております。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。ちなみに合計で 2,425 m²ですが、一括で出るとびっくりする数字ではあります。

21 番 これは転用ということになると地目は山林に変わるということになるのですか。

会 長 植えた苗が 30 c m 位の状態では山林という地目になりません。数年経って木が大きくなったのを登記官が確認してからです。ですから数年してから法務局に行って申請し、そこで登記官が確認しないと地目は変わりません。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番および 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人の家の隣地に、譲受人である長男の家を新築したいということであります。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 14 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 3 番 内容については議案摘要欄の通りです。計画面積の妥当性については7棟ということですので妥当と思います。申請地近くに田が残りますが、そこも今後宅地に申請する予定、とその田の所有者から聞き取りを行っています。ということで周辺営農への影響はありません。盛土 50 c m、コンクリで擁壁、雨水は自然流下と確認しました。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 21 番 内容については議案摘要欄の通りです。譲渡人の家の隣地に、譲受人である長男の家を新築したいということであります。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 内容については議案摘要欄の通りです。現況地番図にある通り、宅地の奥に畑があるのですが、ずいぶん前から荒廃しています。宅地については昔そこに農協があった時に加工所として建てたものであり、今はもう崩れかかっているところに近づくこともできない状態です。この度、宅地も取り壊してきれいにしてこの畑も含めて農業用倉庫として建て替えるということです。周辺農地への影響はありません。よって届出どおり受理することが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。続いて番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 内容については議案摘要欄の通りです。申請人の法人は今年度また集積面積が 6 ha 位増えるということで、今ある農業用倉庫では手狭になり資材格納庫を増設したいということになりました。現況地番図にある通り、現在ある法人の農業用倉庫の隣に増設したいということです。周辺農地への影響はありません。よって届出どおり受理することが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。

議案第6号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を回答することに決定しました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を回答することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました議案の審議につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩